

令和3年5月7日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘様

担当弁護士 男澤拓先生

株式会社ビューティースリー

常務執行役員 小高慎吾



回答書

過日弊社からの回答に対して頂戴した再申入書（令和3年2月17日付）に対し、以下の通り回答いたします。

弊社では本年2月25日より対象として示された2点「9ヵ月0円」及び「2ヵ月0円」の表示を使用することを止め、現在新規にご契約いただける2つのコースにつき、それぞれ月額料金を表示するとともに、お支払い方法等の明確な打消し表示を記載することにより、ご指摘の「有利誤認表示」とならぬよう、全ての広告を差し替えているところであり、貴団体からの申し入れに対しても不十分ではない対応を進めております。

なお、広告の差し替え時期については、鉄道のみならず様々な媒体へ同様の広告を使用しておりましたため、もれなく確認しているところではございますが、地域や媒体により差が生じますことを予めご了承願います。

以上、回答いたします。